

## 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年10月26日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎6階特別会議室に招集された。

### 1 定例教育委員会議案案件

第56号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例の一部改正について

第57号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について

第58号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について

第59号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について

第60号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について

第61号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

### 2 出席委員

中野教育長 加藤委員 山田委員 平松委員 鈴木委員 野田委員 土川委員

### 3 欠席委員

無

### 4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

野田教育文化部長、皆元教育文化部次長 滝中央図書館長 野中博物館長 堀総務課長  
春日井学校教育課長 森学校給食課長 岩田生涯学習課長 岡本スポーツ課長 善治教育指定管理課長 木村図書館事務局長 竹田博物館事務局長

### 5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

伊藤総務課専任課長 谷口総務課課長補佐

### 6 傍聴者

なし

## 会 議 て ん 末

中野教育長（午後1時30分開会を宣言）

ただ今から、10月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を鈴木委員と平松委員のお二人をお願いいたします。それでは、9月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

中野教育長

ご異議がないようでございますので、9月の定例教育委員会の会議録について承認いた

します。それでは、本日の議案の審議に入ります。第56号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例の一部改正について及び第57号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正については、関連がありますので、一括で審議します。ご説明をお願いします。

竹田博物館事務局長

第56号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例の一部改正について及び第57号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市尾西歴史民俗資料館の研修室及び別館準備室の使用に係る使用料を徴収することとし、その額を定めることを市長に申し出るため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

中野教育長

何かございませんか。

委員

施設使用料は今まで無かったということですか。

竹田博物館事務局長

32年前に開館して以来、無料施設としていました。今回、別館林家住宅のリニューアル開館に伴い、閉鎖空間においては有料化するものです。

委員

条例に使用目的の定めがありませんが、どのような使用目的で利用しても良いのですか。

竹田博物館事務局長

地域住民が会議の場で使用したり、文化施設としての集まりでの使用実績がありますので、そうした形で利用されるものと考えます。

野田部長

使用目的に関しては、条例第4条に規定があったものが無くなっておりませんが、第57号議案の施行規則の第13条で規定しております。ただし、今回の改正で営利目的による使用の禁止が外れましたので、営利目的での使用にも貸し出すことも意図しています。

委員

これまでの無料のときの使用状況を教えてください。

竹田博物館事務局長

別館の準備室は、今回はじめて閉鎖空間になりましたので、使用実績がありません。研修室は年100から140程度の使用がありました。

委員

有料化することで改修費用の回収をするとのことですが、改修費用分がまかなえたら無料に戻るのですか。

竹田博物館事務局長

今回の有料化では、運営費をまかなえるほどの使用料ではございません。市の方針に沿って、電気代等のランニングコストに係る費用を受益者に負担してもらうものです。

中野教育長

名称となるキャッチフレーズは、どういう形でアピールしますか。また、いつから使用するのですか。

竹田博物館事務局長

今回の「美濃路<sup>クロス</sup>×木曾川ミュージアム」という名称はキャッチフレーズであり、条例改正を伴いませんので、正式名称は「一宮市尾西歴史民俗資料館」のままです。正式名称に変更は無いので、看板等は従来そのままですが、パンフレット、ウェブサイト等ではキャッチフレーズを前面に出します。使用するのは平成31年4月1日からです。

中野教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第56号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例の一部改正について及び第57号議案 一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正については、原案どおり可決いたします。続きまして、第58号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について、事務局より説明をお願いします。

善治教育指定管理課長

第58号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮地域文化広場・尾西文化広場指定管理者選定委員会において、一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。そこで、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出るため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

中野教育長

何かございませんか。

委員

現在の指定管理者は、今回決まった優先交渉権者と同じ企業ですか。

善治教育指定管理課長

はい、同じハマダスポーツ企画(株)でございます。ハマダスポーツ企画(株)は現在2期目にあたり、今回承認されれば3期目となります。

中野教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第58号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について原案どおり可決いたします。続きまして、第59号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について、事務局より説明をお願いします。

善治教育指定管理課長

第59号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市体育館施設等指定管理者選定委員会において、一宮市体育館施設等の管理を行う指定管理者の優先交渉

権者が選定されました。よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めため、市長に申し出るため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

中野教育長

何かございませんか。

委員

58号議案もですが、説明会には7～8団体が来ていますが、応募はハマダスポーツ企画(株)1団体のみなのは、何か理由があるのですか。

善治教育指定管理課長

説明会に参加された団体の中には、情報公開申請により現在の指定管理者の運営状況を把握されたりして、熱意を持って臨んでいただいている団体もあります。しかしながら運営費を試算すると、現在運営している団体には及ばないため応募しなかったというお話を伺いました。理由として、対象施設が多いため人員の確保が難しい、施設が老朽化しており修繕費がかかるといったことがあるようです。施設を分けて募集すれば人員の確保については解決できますが、そうすると魅力のある施設にしか応募がなくなる可能性もあるため、同様の施設をまとめて募集しています。結果として、現在の指定管理者しか応募が無い状況となっております。

委員

現在の指定管理者が応募してこなくなったら、どうなりますか。

善治教育指定管理課長

直営で運営することになります。

委員

指定管理期間が58号議案は5年間ですが、59号議案では4年間です。この違いはなぜですか。

善治教育指定管理課長

現在の体育館施設の指定管理は5年間で、記載の施設に加えて産業体育館が入っていました。産業体育館は平成28年度末に閉館し、現在建て直し中です。来年の秋に完成した後には、一定期間を直営で運営し、その後指定管理施設に戻す予定です。産業体育館を指定管理に戻すタイミングにあわせるため、指定管理期間を4年としています。

委員

ハマダスポーツ企画(株)が継続して指定管理者となっておりますが、市民の要望等を反映させたり、次の契約に活かすといった仕組みはありますか。

善治教育指定管理課長

四半期ごとに実績評価委員会という委員会を開催し、運営実績を審議しています。その中で利用者のアンケートも取り上げており、四半期のスパンで対応しております。また、今回の選定の段階でも指定管理者からいろいろな提案をいただいております。

委員

施設の利用料金額を上げることは指定管理者が市の承認を得ればできるのですか。

善治教育指定管理課長

募集や契約の際に、利用料金は条例の定める金額を上限とするという条件を示しており

ます。指定管理者の営業努力により利用料金を下げることは、指定管理課との協議、承認のうえで可能ですが、条例の範囲を超えて利用料金を設定することはできません。

委員

指定管理期間が長いので、経済情勢による値上げも心配しましたが、指定管理者も条例による定めがあることは理解しているということですのでよろしいですか。

善治教育指定管理課長

指定管理者は施設の貸し館事業のほか、施設の空いている時間を使った自主事業で収入を得ています。利用料は上げることはできませんが、他の事業で指定管理者が努力して指定管理料を下げています。

中野教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第59号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定については、原案どおり可決いたします。続きまして、第60号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、ご説明をお願いします。

春日井学校教育課長

第60号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、平成30年度の小学校及び中学校の卒業式、また、平成31年度の小学校及び中学校の入学式の日を決定するため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

中野教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第60号議案 一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、原案どおり可決いたします。続きまして、第61号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、事務局より説明をお願いします。

堀総務課長

受付番号第9号について後援内容説明。

春日井学校教育課長

受付番号第39号から第40号について後援内容説明。

岩田生涯学習課長

受付番号第46号から第49号について後援内容説明。

岡本スポーツ課長

受付番号第21号から第23号について後援内容説明。

中野教育長

何かございませんか。

委員

総務課の受付番号9番についてですが、一宮の市民が参加する予定があるというのではなく、名古屋で開催するため中部圏内の教育委員会に後援名義を申請しているということですか。

堀総務課長

一宮市民が特に参加するというものではありません。開催場所は公共交通機関で行くことが可能で、子ども用のパンフレットも作成されております。広く子どもたちに知らせるために後援申請したものと思われまます。

委員

生涯学習課の46番についてですが、29回目の開催ということですが、どのような形で参加されているのでしょうか。

岩田生涯学習課長

桜守ワークの会では、年2回の美化活動を推進しております。広報については、この団体が地域に呼びかけて活動していると聞いております。実施場所が千秋町ですので、主に千秋町の方が多く参加されているのではないかと思います。また、申請書の参加者には企業の記載もございますので、企業を通じて、千秋町以外の方も幅広く参加されているのではないかと思います。

中野教育長

その他の事業について、何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

中野教育長

全員賛成ですので、第61号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用については、原案どおり可決いたします。

中野教育長

以上をもちまして本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。なお、学校教育課の報告には、個人情報が含まれている資料があるとの連絡を受けておりますので、最後に聴取します。

報 告 事 項

堀総務課長

持ち回り決裁について、「教育委員会制度のあらまし」、「一宮の教育」について

木村図書館事務局長

「開館15周年 第31回一宮子どもフェスティバル」の開催について

竹田博物館事務局長

一宮市三岸節子記念美術館開館20周年記念事業「ニジュウネンナーレ」の開催について

中野教育長

それでは、ここで学校教育課の報告をお願いしますが、個人情報が含まれている資料がありますので、秘密会として聴取したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議ありません。

中野教育長

ではこれより秘密会に移ります。学校教育課からの報告をお願いします。

春日井学校教育課長

損害賠償請求に係る訴訟について

中野教育長

ありがとうございました。学校教育課の報告が終わりましたので、秘密会を終了します。

そ の 他

堀総務課長

11月・12月・1月・2月の定例教育委員会の日程について、1月定例教育委員会前の給食交歓会について

閉 会 宣 言

中野教育長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員